

平成30年度小・中学校教育課程研究協議会

社会（小）



福島県教育委員会

社会科の目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

社会科改訂の趣旨(1)(2)(3)

- (1) 小学校社会科において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性」の三つの柱に沿って明確化する。
「社会的事象の見方・考え方」を、資質・能力全体に関わるものとして位置付ける方向で教科の目標の改善を図る。
- (2) 各学年の目標も、三つの柱に沿った資質・能力として整理・明確化する。第3、第4学年の目標と内容については、系統的、段階的に再整理する。地図帳の使用を第3学年から目標に示す。
- (3) 小学校社会科における見方・考え方を「社会的事象の見方・考え方」とし、社会的事象の特色や意味などを考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」であり、「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目して社会的事象を捉え、比較・分類したり総合したり地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること」と整理する。

社会科改訂の趣旨(4)(5)(6)

- (4) 内容について、中学校への接続・発展を視野に入れて、**①地理的環境と人々の生活、②歴史と人々の生活、③現代社会の仕組みや働きと人々の生活**の三つに区分して整理する。
- (5) **現代的な諸課題**を踏まえる観点から、我が国や地方公共団体の政治の仕組みや働き、世界の国々との関わりに関心を高めるとともに、社会に見られる課題を把握して社会の発展を考える学習の充実で改善を図る。また、持続可能な社会づくりの観点から、人口減少や地域の活性化、国土や防災安全に関する内容の充実を図るとともに、情報化による生活や産業の変化、産業における技術の向上についても充実する。
- (6) 社会との関わりを意識して学習の問題を追究・解決する学習の充実を図り、学習過程において「**主体的・対話的で深い学び**」が実現するよう指導方法の不断の見直し、改善を図る。

改訂の要点（1）第3学年

- （1）第3学年は、自分たちの市区町村（以下「市」という）を中心とした地域を学習対象として取り上げ、改善を図った。
- 身近な地域や市の様子に関する内容については、公共施設の場所と働きに「市役所など」という文言を加え、市役所の働きを取り上げることが示した。
 - 「古くから残る暮らしにかかわる道具」を「市の様子の移り変わり」に関する内容に改めた。少子高齢化等による地域の変化を視野に入れること、政治の働きへの関心を高めるようにすること、時期の区分について、元号を用いた表し方があることも示した。
 - 地域に見られる生産の仕事において、「仕事の種類や産地の分布、仕事の工程」、販売の仕事において、「他地域や外国との関わり」を取り上げるように示した。
 - 地域の安全を守る働きに関する内容については、火災を取り上げることに改めた。

改訂の要点（2）第4学年

（2）第4学年は、自分たちの県を中心とした地域を学習対象として取り上げ、改善を図った。

- 都道府県については、「自分たちの県の地理的環境の概要を理解すること」や「47都道府県の名称と位置を理解すること」を示した。
- 世界との関わりに関心を高めるようにすることを重視して、県内の特色ある地域の様子に関する内容の取扱いにおいて、「国際交流に取り組んでいる地域」を加えた。
- 県内の伝統や文化に関する内容については、「県内の主な文化財や年中行事が大まかに分かるようにする」ことを示した。
- 先人の働きに関する内容については、「医療」を加えた。
- 「地域社会における災害及び事故の防止」に示されていた「風水害、地震など」を独立させ「自然災害から人々を守る活動」として示し、「地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げる」ようにした。
- 人々の健康や生活環境を支える事業については、飲料水、電気、ガスを供給する事業において「安全で安定的」な供給を、廃棄物の処理において「衛生的な処理」を示した。

改訂の要点（3）第5学年

（3）第5学年は、我が国の国土や産業を学習対象として取り上げ、改善を図った。

- 我が国の「領土の範囲」を大まかに理解することを示し、「『領土の範囲』については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること」を示した。
- 我が国の農業や水産業における食料生産に関する学習は、食料生産に関わる人々の工夫や努力として、「生産性や品質を高める」ことや「輸送方法や販売方法を工夫」していることを示すとともに、「価格や費用」を内容に示した。
- 我が国の工業生産に関する内容は、「工業製品の改良」を取り上げた。また、工業生産に関わる人々の工夫や努力として、「製造の工程」「工場相互の協力関係」や「優れた技術」を示した。また、「貿易や運輸」を独立して示した。
- 我が国の産業と情報との関わりは、「情報を生かして発展する産業」に改め、「販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げる」ことを示した。
- 「国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止」と示していた内容を「自然災害」と「森林」に分けて示した。

改訂の要点（4）第6学年

- （4）第6学年は、我が国の政治の働きや歴史上の主な事象、グローバル化する世界と日本の役割を学習対象として取り上げ、改善を図った。
- 我が国の歴史学習においては、「世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産など着目して」調べることや、「我が国の歴史の展開」を考えること、我が国が歩んできた「大まかな歴史」や「関連する先人の業績、優れた文化遺産」を理解することなど、**小学校の歴史学習の趣旨を明示**した。
 - 政治の中心地や世の中の様子に着目して時期を捉える小学校の歴史学習の趣旨を踏まえて、「**日本風の文化が生まれたこと**」「**戦国の世の中が統一されたこと**」を独立して示した。
 - 外国との関わりへの関心を高めることを重視して、「**当時の世界との関わりにも目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮すること**」を加えた。
 - **政治の働きへの関心を高めることを重視して、これまでの順序を改め**、内容の(2)を(1)として示すとともに、これまでの順序も改め、(ア)日本国憲法や立法、行政、司法の三権と国民生活に関わる内容、(イ)国や地方公共団体の政治の取組に関する内容として示した。
 - グローバル化する世界と日本の役割に関する内容については、「**国際交流の果たす役割を考え**」るようにした。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント(1)(2)

- (1) **主体的な学び**は、児童が社会的事象から学習問題を見だし、その解決への見通しをもって取り組むことが求められる。そのためには、学習対象に対する関心を高める問題意識をもつようにするとともに、予想したり学習計画を立てたりして、追究・解決方法を検討すること、また学習したことを振り返り、学習成果を吟味したり新たな問いを見いだしたりすること、さらに学んだことを基に自らの生活を見つめたり社会生活に向けて生かしたりする必要がある。
- (2) **対話的な学び**は、学習過程を通じた様々な場面で児童相互の話し合いや討論などの活動を一層充実させることが求められる。また、実社会で働く人々から話を聞いたりする活動についても今後一層の充実が求められる。さらに、対話的な学びを実現することにより、個々の児童が多様な視点を身に付け、社会的事象の特色や意味などを多角的に考えることができるようにすることも大切である。

主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント(3)

(3) 主体的・対話的な学びを深い学びにつなげるよう指導計画を工夫、改善することが求められる。児童の実態や教材の特性を考慮して学習過程を工夫し、児童が社会的事象の見方・考え方を働かせ、社会的事象の特色や意味などを社会の中で使うことができる応用性や汎用性のある概念などに関する知識を獲得するよう、問題解決的な学習を展開することが大切である。また、学んだことを生活や社会に向けて活用する場面では、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断するなどの活動を重視することも大切である。

移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学校学習指導要領の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

(1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領「我が国の位置と領土」の部分を省略し、新小学校学習指導要領の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分に基づき指導する。「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の領土であることに触れる。

(2) 平成31年度の第3学年の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領〔第3学年及び第4学年〕のうち、2(1)ア、2(2)ア及びイ、2(4)ア及びイ並びに2(5)アを指導する。ただし、2(4)は、現行小学校学習指導要領〔第3学年及び第4学年〕の3(4)のうち、「火災」を取り上げる。

特に注視したい点

- (1) 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。
- (2) 我が国の47都道府県の名称と位置、世界の大陸と主な海洋の名称と位置については、学習内容と関連付けながら、その都度、地図帳や地球儀などを使って確認するなどして、小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。
- (3) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (4) 社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。
- (5) 全ての学年において地図帳を活用すること。
- (6) 内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。
- (7) 多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、児童が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることのないように留意すること。